

令和 6 年度 第 7 回豊後大野市農業委員会総会議事録

【会議の概要】

- 1 日 時 令和 6 年 10 月 15 日 (火) 午前 9 時 00 分～10 時 17 分
- 2 場 所 市役所本庁 2 階 視聴覚室
- 3 出席者

農業委員 出席委員 (14名)、欠席委員 (1名)

| | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 |
|----|----------|--------|----|----------|-------|----|----------|-------|----|
| 会長 | 15 | 三宮 憲治 | ○ | | | | | | |
| 委員 | 1 | 麻生 祐三子 | ○ | 6 | 安藤 大作 | ○ | 11 | 衛藤 英教 | ○ |
| | 2 | 後藤 綾子 | ○ | 7 | 山崎 淳三 | × | 12 | 小野 末芳 | ○ |
| | 3 | 橋本 みゆき | ○ | 8 | 廣瀬 正雄 | ○ | 13 | 志賀 義和 | ○ |
| | 4 | 後藤 栄治 | ○ | 9 | 渡邊 丸美 | ○ | 14 | 三代 忠佑 | ○ |
| | 5 | 小野 不二夫 | ○ | 10 | 衛藤 講治 | ○ | | | |

農業委員会事務局職員等 (6名)

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員 (2名)、農業振興課 (2名)

- 4 議事録署名委員の指名 5 番 小野 不二夫 6 番 安藤 大作

5 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について

6 議 事

- (1) 議案第 37 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 38 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画 (案) について
- (3) 議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画 (配分替) (案) について
- (4) 議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 42 号 現況証明 (非農地証明) について
- (7) 議案第 43 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について
- (8) 議案第 44 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

事務局長 （総会に係る関係資料の説明）

本日の出席委員は14名。

豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が進行～

日程1

開 会

議 長 （会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明）

日程2

議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、次の委員を指名。
5番委員、6番委員

日程3

報告事項

議 長 ◆会長報告及び各種報告
前回定例総会から本日までの経過の報告。（資料に基づき説明）
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第13号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）
（資料に基づき説明）

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

日程4

議 事

議 長 ◆議案第37号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
本件について、提出者の説明を求めます。

前回の定例総会において市長提出分の議案について委員からの質問がありましたので、その取扱いについて事務局より説明をお願いします。

（事務局）
前回の定例会でご質問がありました市長提出分の案件に対する対応について説明させていただきます。

これまで農業委員会の意見を求めるといった議案に対して意見を求めた上で、委員の挙手による採決を行ってきました。

委員からのご質問を受け、県内の農業委員会の状況を調査したところ、おおむね本市と同様の扱いとなっていることを確認しました。

しかしながら、意見を求めることに対して、挙手による採決ということに若干の違和感があることも当然の見解であると思われまます。

このようなことを踏まえ今定例会から、意見がない場合は「意見なし」、意見があった場合は、その旨を農業委員会の意見として市に報告する対応としたいと思います。

なお、農業委員会から意見を付すことで、ケースによっては中間管理事業自体の停止、利用・集積協力金の事務手続の中断等の措置が講じられる可能性があるということは機構の方からも確認しておりますので、一言申し添えます。

議長 事務局からの農業委員会に意見を求める議案について、今後の対応方針の説明がありました。

これについて質疑はありませんでしょうか。

無いようでしたら、今定例総会から農業委員会に意見を求める議案については意見がない場合は「意見なし」、意見があった場合は意見を付して市に報告をしていきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、議案第 37 号を議題としますので、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議長 提出者の説明が終わりました。
番号 1 番から 3 番までの案件について地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番と 2 番の案件を 1 番委員、番号 3 番の案件を 13 番委員にお願いいたします。

(地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告

3 番委員 調査の結果、農地利用計画変更に係る農地転用見込みについて問題ないと認められました。
13 番委員

議長 地区審査会の説明が終わりました。
本件につきましては、当委員会に意見を求められております。
委員の皆様には、事前に計画書案をご提示しておりますので、議案第 37 号についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

本件については特に意見がありませんので、「議案第 37 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」は「意見なし」として市に報告します。

◆議案第 38 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画 (案) について

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議長 提出者の説明が終わりました。
本件は、事前に計画書案をご提示しておりますので、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

本件については特に意見がありませんので、「議案第 38 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画 (案) につい

て」は「意見なし」として市に報告します。

◆議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（配分替）（案）について

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議長 提出者の説明が終わりました。

本件は、事前に計画書案をご提示しておりますので、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。
本件については特に意見がありませんので、「議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（配分替）（案）について」は「意見なし」として市に報告します。

(農業振興課職員 退席)

◆議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から 4 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号 1 番の案件を 2 番委員に、番号 2 番と 3 番の案件を 12 番委員に、番号 4 番の案件を 11 番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

2 番委員
12 番委員
11 番委員

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 40 号の 4 案件についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第 40 号の 4 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 40 号の 4 件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番と 2 番の案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番の案件について 12 番委員に、番号 2 番の案件について 8 番委員にお願いします。

12 番委員 (地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告
8 番委員 審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 41 号の 2 案件についてこれより質疑を許可します。

5 番委員 1 番の案件について、今回の申請は 3 条で売買して、5 条で申請される案件ではないのですか。

議長 事務局に説明を求めます。

(事務局) ご質問にお答えいたします。
今回の場合は、目的が駐車場ということなので農地法第 5 条です。農地法第 3 条の申請では耕作をしていくという条件があります。

議長 他にございませんか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第 41 号の 2 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。
これから採決します。議案第 41 号の 2 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 42 号 現況証明 (非農地証明) について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番から 7 番の案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号1番の案件を2番委員に、番号2番から4番の案件を9番委員に、番号5番から7番の案件を11番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告

2番委員
9番委員
11番委員
審査の結果、発行基準に該当すると認められました。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第42号の7案件についてこれより質疑を許可します。

(事務局) 一箇所訂正をお願いいたします。
資料5概要書の10ページの地目の訂正をお願いします。

議長 質疑はございませんでしょうか

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第42号の7案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。
これから採決します。議案第42号の7案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第42号 現況証明(非農地証明)について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第43号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
議案第43号の1案件について、これより質疑を許可します

2番委員 当該農地は、綿田米を作っているところですか。また、イノシシ等の柵はあるのか教えてください。

議長 担当地区の委員に説明を求めます。

13番委員 当該農地は県営事業で基盤整備され、道路に面しており、条件は悪い土地ではありません。また、綿田米を作付けしている一部になります。平成17年に法人組織を作り5年程前までは耕作していましたが、なかなかメンバーがいらないということで、3～4年程前に法人は解散しました。

その後はそれぞれが耕作していた状況です。

土質は粘土土地で水稻の作付けには非常に良い水田ですが、後継者がいないということでもあります。

2番委員 当該農地に大型機械は入りますか。

議長 担当地区の委員に説明を求めます。

13番委員 コンバインやトラクターは入ります。
道路は舗装しているので、利便性はよいと思います。

議長 他にございませんか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。
地区審査会での推薦を踏まえ、私から指名いたします。
本件を13番委員と32番委員にお願いします。

なお、迅速かつ適切に幹旋処理を行うためには、指名委員のみならず、他の農業委員の支援や協力も不可欠であります。皆様方の積極的な情報提供等にご協力いただきますようお願いいたします。

◆議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

これから採決します。議案第44号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について」は、原案のとおり決定されました。

その他の項について、事務局から説明をお願いします

(事務局) (次回定例会の開催日時等の事務連絡)

これをもちまして、令和6年度第7回豊後大野市農業委員会定例総会の全ての日程を終了します。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定による議事録書名については、原本による。